

令和4年第13回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和4年12月19日
2. 開催日時 令和4年12月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 12人

5. 出席委員

2番 高田 里美委員
3番 古川 正敏委員
4番 廣瀬 普委員
5番 森 隆委員
6番 浅野 隆士委員
7番 林 鉄雄委員
9番 北村 一也委員
10番 酒井 健詞委員
11番 青木千恵子委員
12番 高田 住代委員
13番 岩田 重雄委員
14番 松野 光彦委員

6. 欠席委員

1番 堤 透委員
8番 岩田 好博委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 桑原 秀幸
事務局次長 佐藤 之則
書記 玉置 公司
書記 梅田 莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第49号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第50号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程第6 その他について

農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は12人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第13回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、6番浅野隆士委員、7番林鉄雄委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和4年11月11日から令和4年12月12日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」事務局に報告を求めます。
(事務局報告)

○議 長 ただいま事務局から報告がありました、報告第19号、報告第20号について、質疑等ありませんか。
(質疑、意見無し)

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

- 議長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議長 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請書の審議について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議長 議案第45号番号1について、林鉄雄委員ご意見ありますか。
- 林委員 特にありませんので、よろしく願いいたします。
- 議長 議案第45号番号2、第47号番号2、第47号番号3、第47号番号4について、岩田好博委員は欠席のため、問題ないと聞いています。
- 議長 議案第45号番号3、第47号番号5、第47号番号6、第48号番号1について、古川正敏委員ご意見ありますか。
- 古川委員 特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議長 議案第45号番号4、第45号番号5について、岩田重雄委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 作付けということでしたので許可しました。以上です。
- 議長 議案第46号番号1について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしく願いいたします。

- 議 長 議案第47号番号1について、松野光彦委員ご意見ありますか。
- 松野委員 事務局の説明と私の聞いた内容と少々異なって、現況は畑になっておりそこで家庭菜園として利用すると聞いていました。記載には、転用目的が一般個人住宅になっていたのでは、どうなのでしょう。
- 事務局 一部コンクリートパネル、一部家庭菜園で利用されていたので、始末書を添付して既存敷地の拡張として申請されています。雑種地という扱いの一般個人住宅敷地の5条許可申請です。転用後も現況雑種地を変更される予定はないとのことです。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は14時15分とします。
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第45号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。第45号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第45号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第45号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第45号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 古川委員 議案第45号番号4と番号5は農地の交換であると記載されておりましたが、農地の交換の際に面積の差はどれくらいまででしたら問題はないのでしょうか。
- 事務局 通常は交換というと同じ評価額や同じ面積の等価交換を連想される方が多いと思います。課税上は時価の差が20%の以内等の要件を満たせば、譲渡扱いにならないと認識しております。ただし、登記後は農地法以外の事務を司る公共機関等から何らかの指導指導がある可能性は否定できないと考えております。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 議案第45号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第45号番号5について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第46号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第46号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第47号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 本来であれば3条許可で申請する内容が、下限面積の影響で5条許可の転用目的が家庭菜園の既存住宅の拡張として申請されたと推測しているのですが、どのような経緯で申請されたのでしょうか。
- 事務局 そのような推測もできるかもしれませんが、申請者は雑種地としての現況を変えるつもりはなく、自宅敷地内で家庭菜園を行うという申請であると認識しております。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号1について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第47号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第47号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第47号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第47号番号5について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号5について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第47号番号6及び関連します議案第48号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第47号番号6及び関連します議案第48号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

(農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)

○議 長 議案第49号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第49号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第5、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。議案第50号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局に説明

を求めます。

(事務局説明)

- 議 長 議案第50号については、内容に鑑み、農政部に付託したいと思います
が、農政部に付託することに質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第50号について農政部に付託する
ことに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、農政部に付託することに決定されました。事務局説明お願
いします。
(事務局説明)
- 議 長 日程第6、その他について、農地利用状況調査(農地パトロール)の進捗状況
について事務局に説明を求めます。
(事務局説明)
- 議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いしま
す。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第13回総会を閉会いたします。